



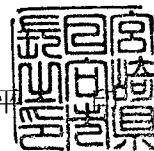
様式第4号（第3条関係）

公文書不開示決定通知書

発日総 第 58 号  
平成30年5月18日

黒木 紹光 様

日向市長 十屋 幸平



平成30年5月7日付けで請求のあった公文書の開示については、次のとおり開示しないことと決定したので、日向市情報公開条例第10条第2項の規定により通知します。

請求に係る公文書の 名称又は内容	平成24年度に株式会社カトウに発注した南日向日の平線道路改良工事に関わる工事検査委員会計5回の議事録
開示することができ ない理由	1 日向市情報公開条例第7条第7号に該当 (理由) 現在、係争中の事案に関する情報であり、今後の裁判の公正かつ適正な遂行に支障を来たす恐れがあるため
※公文書を開示する ことができる期日	裁判の判決が確定した後は、請求に係る公文書を開示することができますので、改めて開示の請求をしてください。
所 管 課	総務課 契約監理係 電話番号 0982-52-2111 (内線 2246)
備 考	

(教示) この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、日向市長に対して審査請求をすることができます。決定の取消しの訴えは、決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、前記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決のあったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、日向市を被告として（日向市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

- (注) 1 公文書の閲覧の際には、この通知書を担当者に提示してください。  
2 指定された公文書の開示の日時に来庁できないときは、あらかじめその旨を所管課に連絡してください。  
3 ※印の欄は、請求に係る公文書が期間の経過により開示できるもので、かつ、開示できる時期をあらかじめ明示できる場合に記入してあります。